○国土交通省令第九十九号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則及び地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国土交通省組織規則及び地方航空局組織規則の一部を改正する省令

（国土交通省組織規則の一部改正）

第一条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センター）	（航空交通国際業務室及び管制情報処理システム室、企画調整官、新システム技術推進官及び教育訓練企画官並びにシステム開発評価・危機管理センター）
第百二十八条　（略）	**第百二十八条**　（略）
2～11　（略）	2～11　（略）
12　開発評価管理官は、命を受けて、航空交通管制情報処理システムのプログラム並びに同システムの障害時における代替システムの運用及び障害の防止に関する対策に関する事務を分掌する。	12　開発評価管理官は、命を受けて、航空交通管制情報システムのプログラム並びに同システムの障害時における代替システムの運用及び障害の防止に関する対策に関する事務を分掌する。
13・14　（略）	13・14　（略）
15　第十三項に規定するもののほか、開発評価管理官のうちから国土交通大臣が指名する者五人を次席開発評価管理官とする。	15　第十三項に規定するもののほか、開発評価管理官のうちから国土交通大臣が指名する者四人を次席開発評価管理官とする。
16　（略）	16　（略）
（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）	（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）
第百三十条　（略）	**第百三十条**　（略）
2～9　（略）	2～9　（略）
10　航空情報管理管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者二人を先任航空情報管理管制運航情報官とする。	10　航空情報管理管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者を先任航空情報管理管制運航情報官とする。
11～22　（略）	11～22　（略）
（地方航空局組織規則の一部改正）	
第二条　地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。	
改正後	改正前
（管制保安部の所掌事務）	（管制保安部の所掌事務）
第四十四条　（略）	**第四十四条**　（略）
2　仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　飛行場管制業務に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く。）。	